

一宮市建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象は、設計金額が建築一式工事にあつては7,000万円以上、建築一式工事以外にあつては3,500万円以上の一般競争入札に付する建設工事とする。ただし、発注者が認める場合は、この限りでない。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 総合評価落札方式の実施にあつては、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見聴取を行うため、一宮市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会委員は3人とする。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(型式)

第4条 型式は、国土交通省が分類する特別簡易型、簡易型、標準型及び高度技術提案型のうち特別簡易型又は簡易型に該当する型式で行うものとする。

2 簡易型は、第2条に規定する対象工事の中から工事所管部長が選定する。

3 簡易型に選定されなかった工事は、特別簡易型とする。

(入札の公告・通知)

第5条 総合評価競争入札を行う場合は、政令第167条の6の規定に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について入札公告を行うものとする。ただし、総合評価競争入札における入札参加資格の審査については、事後審査とする。

(1) 総合評価落札方式を採用している旨

(2) 落札者の決定方法

(3) 評価に係る審査結果が公開される旨

2 総合評価競争入札を実施しようとするときは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条に規定する入札参加者の評価が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。ただし、技術的能力の審査については、事後審査とする。

(入札説明書及び入札参加)

第6条 契約担当課長は、総合評価競争入札を行う場合には、総合評価落札方式入札説明書（以下「入札説明書」という。）を作成し、入札の公告と同時に明示するものとする。

2 入札説明書は、次に掲げる事項について入札案件ごとに適切に記載するものとする。

(1) 落札者の決定方法

(2) 提出書類

- (3) 書類の受付
- (4) 総合評価に関する事項
 - ア 評価項目、評価基準及び得点配分
 - イ 評価の方法
 - ウ 記載・添付書類に関する留意事項

(5) 問い合わせ先及びその他必要な事項

3 総合評価落札方式の入札参加者は、発注者が指定した日までに評価項目確認表に基づき、総合評価落札方式入札参加申出書及び評価項目加算点申告書を提出しなければならない。ただし、簡易型は施工に関する提案書についても提出をしなければならない。

(落札者決定基準)

第7条 総合評価競争入札を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち、価格とその他の条件が一宮市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法及びその他の基準を定めるものとする。

3 落札者決定基準は、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意すべき事項について審査委員会に意見を聴取した上で、一宮市業者指名審査委員会において決定するものとする。

(評価値の算出方法)

第8条 落札決定に係る評価は、得点を当該入札参加者の入札価格で除す次に掲げる式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点の合計}) / \text{標準点} \} \times (\text{入札予定価格} / \text{入札価格})$$

(加算点の決定)

第9条 加算点の算出は、契約担当課長が行う。ただし、簡易型における施工提案については、工事所管部長が審査委員会の意見を聴いて算出するものとする。

2 加算点の決定に当たっては、必要に応じて、入札参加者から提案内容に関するヒアリングを実施することができる。

(開札)

第10条 当該入札においては、予定価格の制限の範囲内（低入札価格調査による失格基準を設けた場合は、予定価格と失格基準の範囲内）で最も評価値の高いものから落札候補者を決定し、かつ、第12条の規定により落札者が決定するまで評価値の高い者から順に入札参加資格及び技術的能力の審査を行い、後日、落札者の決定をし、開札を終了するものとする。

2 前項の決定に際しては、意見聴取の必要の有無について、あらかじめ審査委員会の意見を聴くものとする。

3 第1項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第11条 発注者は、開札後、次条の規定により落札者が決定するまで、落札候補者から入札参加資格確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、当該入札参加資格確認申請書等の提出を求められた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に入札参加資格確認申請書等を契約担当課へ提出しなければならない。

3 前項に規定する提出期限内に入札参加資格確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格の審査)

第12条 発注者は、前条第2項の規定による入札参加資格確認申請書等の提出があったときは、当該落札候補者が入札公告に示す入札参加資格の要件を満たしていること及び第6条第3項の規定による提出のあった評価項目加算点申告書の技術的能力の審査を行う。

2 技術的能力の審査にあたり、落札候補者の申告した加算点が発注者の審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、その評価項目について審査した加算点から減点するものとする。

3 第1項の審査の結果、入札参加資格の要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。技術的能力を審査した結果、評価値が次順位者の評価値を下回った場合も同様の扱いとする。ただし、審査の結果、落札者を決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

4 入札参加資格審査は、前条第2項に規定する入札参加資格確認申請書等の提出があった日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に行うものとする。

(落札者等の公表)

第13条 発注者は、前条第3項の規定により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに、評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 発注者は、前条第1項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格確認結果通知書によりその旨を通知するものとする。また、技術的能力を審査した結果、評価値が次順位者の評価値を下回った場合及び低入札価格調査に該当した場合も同様の扱いとする。

3 前項の通知を受けた者(低入札価格調査に該当した場合を除く。)は、同項の通知を受領した日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、その理由について発注者に対して書面の持参により説明を求めることができるものとする。

4 発注者は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

5 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(施工提案等の内容が達成されなかったときの対応)

第14条 入札参加者が提出した申請書等に虚偽記載等の明らかな悪質な行為があった場合には、契約を行わず、又は契約を解除するものとする。

2 技術提案等の内容が達成されなかったときは、修補又は再度施工を命ずるほか、評価する項目の性格から、再度施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定表の減点、請負代金額の減額、違約金の請求等を行うものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して様式、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。